

報道資料

平成26年8月28日
景観・環境局 廃棄物対策課
循環型社会推進第1係
課長補佐 藤井 (内線3381)
係長 板倉 (内線3374)
電話番号 (0742)27-8746

桜井市ごみ焼却施設における大阪湾フェニックス 搬入廃棄物のダイオキシン類基準超過検出について

今般の大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）へのダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案を受け、平成26年6月23日付けでフェニックスセンターから、排出事業者（市町村、一部事務組合、民間事業者等）に対して、焼却灰又はばいじん処理物のダイオキシン類分析を行うよう要請がありました。この要請を受けて桜井市が自主的に実施したばいじん処理物分析調査において、フェニックスセンターの廃棄物受入の判定基準に定められているダイオキシン類濃度の基準値を超える数値が検出されました。経緯等は、以下に記載のとおりです。

（ダイオキシン類測定値 4.7ナノグラム ※基準値 3.0ナノグラム）

概要

（1）施設名 桜井市グリーンパーク（奈良県桜井市大字浅古485-1）

（2）経緯

平成26年6月23日 ・フェニックスセンターから排出事業者に対して、焼却灰又はばいじん処理物のダイオキシン類分析検査の要請。

7月16日 ・桜井市が分析調査実施。

8月14日 ・桜井市の分析調査で基準値超過 4.7ng-TEQ/g。
・桜井市から大阪湾フェニックスセンターに基準値超過を報告。
※なお、過去年2回(H15年度～H26年度)実施している定期検査では、全て基準値内。

8月18日 ・フェニックスセンターが桜井市の報告を受け、搬入停止措置。
・県に対し桜井市への指導依頼。

8月19日 ・県から桜井市に対して、施設の維持管理に関する報告徴収と施設への立ち入り調査の実施について通知。

8月20日 ・県が立入検査を実施。
（搬入停止中の焼却灰等の保管状況の確認、今回の原因及び今後の対策等について事情聴取）

（3）県の対応

・現在、桜井市に対して、原因究明及び再発防止策等について早急に報告するように求めているところであり、必要な指導・助言を行う。

※なお、これまでの①フェニックスセンターによる搬入時の分析検査（平成26年6月～）、②県内各市町村等による自主検査（平成26年6月～8月）、③フェニックスセンターと県による合同立入調査（平成26年7月～9月）において、桜井市以外の県内施設の検査結果は、全て基準値内であることが確認されている。